

資料編

- 資料1 石岡市環境基本条例
- 資料2 石岡市環境政策検討委員会要綱
- 資料3 計画策定の経過
- 資料4 石岡市環境審議会名簿
- 資料5 石岡市環境政策検討委員会委員名簿
- 資料6 用語解説

資料1 石岡市環境基本条例

○石岡市環境基本条例

平成17年10月1日

条例第127号

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第9条)

第2節 環境基本計画(第10条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進(第11条—第25条)

第4節 霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進(第26条)

第5節 地球環境保全のための施策の推進(第27条)

第3章 環境審議会(第28条—第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害があることをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

(2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければならない。

(3) 霞ヶ浦高浜入り、龍神山麓その他豊かな自然、歴史及び文化は、石岡らしさを表す風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかななければならない。

(4) 市、事業者、市民及び滞在者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。

(5) 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が行われるようにすること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるようにすること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、良好な環境の創造に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減、自然その他の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して市が講じた施策等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第9条 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持されること。

(2) 水資源の安全な確保等のための水質の汚濁の防止その他の施策により霞ヶ浦及びその流域河川の自然その他の環境(以下「霞ヶ浦及び流域河川環境」という。)が修復、保全及び創造されること。

(3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。

(5) 安全で潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(6) 伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境が保全及び創造されること。

(7) 廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。

(8) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者、市民及び滞在者との連携が強化されるとともに、環境に関する教育及び学習が推進されること。

(9) 地球環境保全が国際協力の下、推進されること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、環境保全及び創造に資する施策が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ石岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に際しては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、庁内に総合的な調整を図るための体制の整備をしなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物等の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、森林、農地、水辺等の自然環境の適正な保全を図るとともに、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為

(3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定のために、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の実施のために、必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生抑制及び減量化、資源の循環的利用、資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した活動等の普及)

第17条 市は、事業者及び市民による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第18条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。)及びこれに関する監査等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な措置等)

第19条 市は、事業者、市民及び民間団体の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う事業者又は市民に対して、環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに事業者、市民又は民間団体の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第23条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(事業者、市民等との連携及び協力)

第24条 市は、事業者、市民、民間団体等との連携及び協力により、環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第25条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

第4節 霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

(霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造のための施策の推進)

第26条 市は、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保に必要な窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦及び流域河川環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに事業者、市民、民間団体、研究者等との連携を図るものとする。

第5節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第27条 市は、国、他の地方公共団体、事業者、市民、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力

に資する施策の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第28条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、石岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項
(組織等)

第30条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の代表
- (4) 関係行政機関の代表

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第3号及び第4号に規定する委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会又は会長及び副会長がともに欠けたときの審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員及び関係機関の職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

2 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席等)

第35条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第36条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(平23条例9・一部改正)

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料2 石岡市環境政策検討委員会要綱

平成24年12月20日公布

訓令第17号

改正 平成26年4月1日訓令第13号

令和3年4月21日訓令第20号

○石岡市環境政策検討委員会要綱

(設置)

第1条 石岡市における環境の保全に関する目標及び政策の基本的な方向性を検討し、関係課における総合的な連絡及び調整を図り、施策及び事業を推進するため、石岡市環境政策検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標に関する事項
- (2) 総合的かつ長期的な施策の方向性に関する事項
- (3) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (4) その他委員会が環境の保全のため必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 生活環境部長
- (2) 生活環境部次長
- (3) 市長公室次長
- (4) 総務部次長
- (5) 財務部次長
- (6) 保健福祉部次長
- (7) 経済部次長
- (8) 都市建設部次長
- (9) 八郷総合支所長
- (10) 教育委員会事務局次長

(令3訓令20・全改)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には生活環境部長をもって充て、副委員長には、生活環境部次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(関係部局の協力)

第6条 委員会は、必要に応じて関係部局の協力を求めるものとし、関係部局は、委員会の事務が円滑に処理できるよう、資料の提出その他必要な協力をするものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部生活環境課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第13号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月21日訓令第20号)
この訓令は、公布の日から施行する。

資料3 計画策定の経過

日付	事項	内容
R3.10.22	第1回環境審議会	(1)基本的事項について (2)環境指標の進捗状況 (3)計画策定に伴う調査事項
R3.10.22	第1回環境政策検討委員会	(1)基本的事項について (2)環境指標の進捗状況 (3)計画策定に伴う調査事項
R3.10.29	環境教育・環境学習の実態調査を実施	市内小中学校24校に対し環境に関する取り組み・活動に関する実態調査を実施
R3.12.17	市内事業所に環境意識調査を実施	柏原工業団地内の事業所42社に対し環境意識調査(アンケート)を実施
R3.12.17	市内小中学生に環境意識調査を実施	市内小学5年生、中学2年生に対し環境意識調査(アンケート)を実施
R3.12.24	第2回環境政策検討委員会	(1)第1章 基本的事項 (2)第2章 環境の現状 (3)第3章 計画の目標と施策体系
R4.1.12	第3回環境政策検討委員会	(1)第4章 環境施策の展開 (2)第5章 リーディングプロジェクト (3)第6章 計画の推進・進行管理 (4)石岡市地域気候変動適応計画
R4.1.31	第4回環境政策検討委員会	(1)いしおかスタイル(石岡市環境基本計画)(案) (2)石岡市地域気候変動適応計画(案)
R4.2.17	第2回環境審議会	(1)いしおかスタイル(石岡市環境基本計画)(案) (2)石岡市地域気候変動適応計画(案)

資料4 石岡市環境審議会名簿

任期:令和3年10月22日から令和5年10月21日まで

区分	所属	役職	氏名
1.市民の代表	石岡市家庭排水浄化推進協議会	会長	亀井 比志子
	石岡市環境美化クラブ連絡会	会長	中島 良雄
	石岡市区長会	会長	樫村 一郎
	石岡市区長会	副会長	倉田 雅博
2.学識経験者	独立行政法人 国立環境研究所	社会システム領域 主席研究員	森 保文
	環境省関東地方環境事務所 環境対策課	地域適応推進専門官	川原 博満
3.各種団体	新ひたち野農業協同組合	総務課長	嶋田 雄一
	やさと農業協同組合	総務課長	鈴木 貴夫
	石岡商工会議所	事務局長	岡安 将之
	石岡市八郷商工会	事務局長	土田 久美子
	柏原工業団地運営協議会	日本クロージャー(株) 工場管理課リーダー	岡本 啓史
	つくばね森林組合	参事兼総務課長	小松崎 節子
4.関係行政機関	茨城県 環境政策課	環境政策課長	佐藤 隆史
	石岡市校長会	林小学校長	助川 勉
	国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	事務所長	小櫃 基住
	霞ヶ浦環境科学センター	副センター長	岡田 和則

資料5 石岡市環境政策検討委員名簿

所 属	役 職	氏 名
生活環境部	部 長	鈴木 利勝
生活環境部	次 長	萩原 勇
市長公室	次 長	神谷 一美
総務部	次 長	野口 健市
財務部	次 長	鈴木 正人
保健福祉部	次 長	今橋 輝雄
経済部	次 長	広瀬 政和
都市建設部	次 長	櫻井 正洋
八郷総合支所	支所長	鈴木 隆之
教員委員会事務局	次 長	吉澤 房江

資料6 用語解説

【あ】

ISO14001

国際標準化機構(ISO)の定める「環境マネジメントシステム」に関する国際規格のこと。

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネルの略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

世界中の科学者の協力の下、出版された文献(科学誌に掲載された論文等)に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供している。

アスベスト(石綿)

石綿(イシワタ又はセキメン)ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。主成分は珪酸マグネシウム塩。アスベストは柔らかく、耐熱・対摩耗性に優れているため、ボイラー暖房の被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因となることが明らかになり、WHO(世界保健機構)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法(1968年)により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

茨城県霞ヶ浦水質保全条例

「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」が、平成19年に改正されたもの。霞ヶ浦の富栄養化の防止を目的として、小規模な工場・事業場への排水規制(BOD、COD、SS、窒素、りん)の適用や生活排水対策、農業・畜産業等における水質浄化対策の徹底等を規定している。

茨城県レッドデータブック

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野生生物』の通称。植物編と動物編がある。

＜カテゴリ定義及びその基本概念＞	
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

(茨城県HPより)

エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つとみとめられている商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PETボトル再生繊維を用いた衣類などが挙げられる。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと(leave no one behind)を誓っているのが特徴。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長200～220nmの太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物(ClOx)がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にある。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定められている。

【か】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して排出された二酸化炭素などの温室効果ガスについて、削減しようと努力をしてもどうしても削減できない分の全部または一部を、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業(排出権購入)などで、埋め合わせすることをいう。

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画

昭和60年度に湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)に基づく指定湖沼を受けたことにより策定した計画。令和4年3月現在で7期目の計画として、COD、全窒素、全りんについて流域ごとに目標を設定し、湖内に流入する窒素・りん的大幅な削減の推進や、汚濁負荷が大きい河川流域への対策の重点的な推進が行われている。なお、本市を流れる山王川流域は、農地や市街地等からの流出水による汚濁負荷の対策が必要な区域である、流出水対策地区として指定されている。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられる。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンの似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

キッズミッション

茨城県が行う子供向け環境実践プログラムで、子どもたちが自分たちの生活と身近な環境との関係を知り、自らどうすればよいかを考え行動することで、子どものうちに環境に配慮した生活習慣を身につけることを目的としたもの。

クリーンエネルギー自動車

走行時の排出ガスが、少ない、または全く出ない環境にやさしい自動車のことをいう。

クリーンエネルギー自動車には、主に電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)などがある。

グリーンカーテン(緑のカーテン)

夏季の強い日差しによる住宅などの室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

【さ行】

里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指す。排出する事業所は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、通常はpHが5.6より低い場合を言う。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。

COD

Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。これは、湖沼においてはプランクトン等の呼吸作用の影響を受け、海域では塩分の影響を受けることから、BODを測定する事が難しく、むしろCODのほうが汚濁の状況を明確に表していると考えられることによる。

ジオサイト

ジオパーク内での見どころのこと。

ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。

新エネルギー

新エネルギーとは、太陽光(熱)、風力などの自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球に優しいエネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)では、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されている。

水源かん養

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力をいう。河川の上流に広がる森林は雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源かん養機能を果たしている。一方、都市化の進行等によって雨水の地下への浸透を妨げられると、水源かん養機能は低下する。

3R(スリーアール)

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。リデュース(Reduce)とは物を大切に使いごみを減らすこと、リユース(Reuse)とは使える物は繰り返し使うこと、リサイクル(Recycle)とはごみを資源として再び利用すること。

生態系

生物(植物、動物、微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌、水、鉱物、空気など)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

ゼロ・エミッション

1994年に国連大学により提唱された考え方。エミッションには「放出・排出」などの意味があり、生産活動から排出される廃棄物をリサイクルすることで埋立処分量ゼロを目指すというのが基本的な考え方。

ゼロカーボンシティ

「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」を指す。

【た行】**ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

窒素(全窒素)

無機態窒素と有機態窒素の合計量。有機態窒素は生物体の構成要素のタンパク質に主として含まれるものであり、生物体自身または排泄物中に含まれる。総窒素ともいう。水の富栄養化の程度を表す指標の一つである。

低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを極力排出しない経済社会像。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から脱却し、循環型社会を形成することを意味する。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。

【な行】**二酸化硫黄(SO₂)**

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与え、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化炭素(CO₂)

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

大気中にはおよそ0.037%含まれるが、産業革命以前はおよそ0.028%であった。二酸

化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

二酸化窒素(NO₂)

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光科学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

野焼き

廃棄物进行处理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することを言う。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上で止むを得ないもの(籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない)、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものが挙げられる。

【は行】

バイオマス

バイオ(生物、生物資源)とマス(量)からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は生物の光合成により大気から吸収したものであるため、自然界の循環系の中で二酸化炭素を増加させない。

ハザードマップ

自分の住んでいる地域や会社周辺で台風、大雨、地震といった災害が起こったときに、どこにどのような危険があるか、また、災害が起こった場合はどこに避難したら良いのかという情報を地図上にまとめたものをいう。

パリ協定

2015年フランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え(2℃目標)、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること(1.5℃目標)」としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

PM2.5

直径 $10\mu\text{m}$ (μ :マイクロは100万分の1)以下の浮遊粒子状物質(SPM)のうち、直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質。SPMは大気汚染の原因となるが、PM2.5は、SPMの中でも特に粒子が小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患、肺がんなど人体への影響がより大きいことが指摘されている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略。河川などの水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど水中の有機汚染物質の量が多い。

ビオトープ

本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息空間」と訳される。ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、ドイツの動物地理学者であるフリードリヒ・ダールが造った言葉であるとされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。ヒートアイランド現象は年間を通じて生じているが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっている。

ppm

Parts per millionの略。ppmは、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント(%)が100分の1の割合を指すのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気中 1m^3 中に 1cm^3 の物質が含まれているような場合、あるいは水 1kg 中に 1mg の物質が溶解している場合、この物質の濃度を1ppmという。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が10ミクロン(1cmの1000分の1)以下のものをいう。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等の一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要となる。

【ま行】

マイタイムライン

住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護活動の一つとなっている。

【ら行】

ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約の規定に基づき、同条約事務局に登録された国際的に重要な湿地。近年は、「ラムサール条約湿地」と称すようになってきている。

りん(全りん)

有機態りん(水質の健康項目でいうところの有機燐ではなく、有機態のりんの総量を指す。)と無機りんの合計量。窒素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示すこととなる。総りんともいう。水の富栄養化の程度を表す指標の一つである。